

# 錦江町立大原小学校 閉校記念事業実行委員会規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称及び事務局）

本会は、「錦江町立大原小学校 閉校記念事業実行委員会」と称し、事務局を錦江町立大原小学校内に置く。

### 第2条（組織）

本会は、大原小学校PTA会員及び大原小学校校区民の代表、大原小学校校区民有志で組織する。

### 第3条（目的）

本会は、令和7年3月31日をもって閉校する錦江町立大原小学校の閉校記念事業に関する業務を遂行することを目的にする。

## 第2章 役員

### 第4条（役員）

本会に、次の役員を置く。

- |         |          |          |    |
|---------|----------|----------|----|
| ① 実行委員長 | 1名       | ② 実行副委員長 | 2名 |
| ③ 専門部長  | 各1名（計4名） | ④ 書記     | 2名 |
| ⑤ 会計    | 2名       | ⑥ 顧問     | 1名 |
| ⑦ 監事    | 2名       |          |    |

### 第5条（役員を選出）

- （1） 実行委員長は、大原地区公民館会長とする。
- （2） 実行副委員長は、大原地区公民館副長及び大原小学校PTA会長とする。
- （3） 実行委員内に、事務局、記念行事部、記念誌部、記念碑部の4専門部を置き、互選で選出する。
- （4） 書記は、大原小PTA副会長、大原地区公民館主事とする。
- （5） 会計は、大原地区公民館会計、校区公民館青年部会計とする、（大原簡易郵便局長）
- （6） 顧問は、大原小学校校長とする。

### 第6条（役員の仕事）

本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- （1） 実行委員長は、本会を代表し、会務を総理し、総会、運営委員会を招集する。
- （2） 実行副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の場合は、その職務を代行する。
- （3） 各専門部長は、本会の運営に意見を述べ、運営に協力するものとする。
- （4） 書記は、本実行委員会の庶務および総会の議事を収録する。
- （5） 会計は、本実行委員会全体の会計を統括する。
- （6） 各専門部長は、専門部を代表し、専門部を主宰し、専門部会を招集する。
- （7） 顧問は、本実行委員会のすべての会議に出席し、意見を述べることができる。  
また、委員長を助け、本実行委員会の運営に協力するものとする。

## 第7条（役員等の任期）

本委員会の役員等の任期は、本会の目的がすべて遂行されるまでとする。

## 第3章 組 織

### 第8条（組織）

本委員会に、次の機関を置く。

- ① 実行委員会総会
- ② 運営委員会
- ③ 専門部会

### 第9条（実行委員会総会）

実行委員会総会は、運営委員の承認のもと、年1回以上、全員の2分の1以上の出席をもって開く。

### 第10条（運営委員会）

運営委員会は、実行委員長、副委員長、各専門部長、事務局、顧問をもって構成する。

### 第11条（専門部会）

(1) 本委員会に、次の専門部会を置く。

- ① 総務部会
- ② 記念行事部会
- ③ 記念誌部会
- ④ 記念碑部会

### 第12条（経費、会計）

- (1) 本会の事業に要する経費は町補助金、賛助会員費、寄付金等をもって、これにあてる。
- (2) 本会の事業の予算は、実運営委員会の審議を経て、実行委員総会で決定する。
- (3) 本会の会計は、令和6年4月1日に始まり、本会の目的がすべて遂行されるまでとする。
- (4) 本会の決算は、事業の終了後、監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。
- (5) 本会の賛助会費、寄付金等の残金については、(仮称)大原地区公民館学校跡地利用活用費に当てる。
- (6) 残金会計は、大原地区公民館学校跡地利用活用委員会会計が引き継ぐ。

附 則

本規約は、令和6年3月7日より、発行する。